

代替土地・家屋の取得における固定資産税・都市計画税の特例

I 代替土地の取得における特例

1 対象となる土地

- ① 東日本大震災により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）の所有者等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得した当該被災住宅用地に代わる土地で家屋等の用に供されていない土地（代替土地）
- ② 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示区域内に所在した住宅の敷地の用に供されていた土地（対象区域内住宅用地）の同日における所有者等が、同日から指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に取得した当該住宅用地に代わる土地で家屋等の用に供されていない土地（代替土地）

2 特例の適用内容

当該代替土地のうち被災住宅用地及び対象区域内住宅用地に相当する部分を取得後3年度分について、当該土地を住宅用地とみなします。住宅用地とみなされた場合には、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が適用されます。

【代替土地の住宅用地の特例】	固定資産税	都市計画税
200㎡までの小規模住宅用地	評価額の1/6	評価額の1/3
200㎡を超える一般住宅用地	評価額の1/3	評価額の2/3

II 代替家屋の取得における特例

1 対象となる家屋

- ① 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得した当該被災家屋に代わる家屋（代替家屋）
- ② 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（対象区域内家屋）の同日における所有者等が、同日から指示が解除された日から起算して三月（同日後に新築されたものは1年）を経過する日までの間に取得した対象区域内家屋に代わる家屋（代替家屋）

2 特例の適用内容

当該代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋及び対象区域内家屋の床面積相当分について、固定資産税及び都市計画税の税額が減額されます。

【代替家屋の特例】	固定資産税	都市計画税
取得後4年度分	評価額の1/2	評価額の1/2
その後2年度分	評価額の1/3	評価額の1/3

※代替土地及び代替家屋の取得における特例の適用にあたっては、申告書に必要書類を添付し、税務課資産税担当まで申告してください。詳しくは下記までお問い合わせください。

